

2

016年6月1日、安倍首相は記者会見で、消費税率の10%への引上げ時期を2017年4月から2019年10月まで2年半先送りする方針を表明した。

そこで本稿では、この消費税の増税先送りによって、影響を受ける施策について解説する。ここでいう「影響を受ける施策」とは、消費税率引上げの施行日に施行されることとされている施策や、消費税率が10%であることを前提としている施策のことを指す。

なお、増税先送りの関連法案は今年秋の臨時国会に提出される予定であり、本稿での各施策に関する記述、図表等は、特に断りがない限り現行の法制度に基づくことに留意されたい。

また、前回の増税先送りの際には、同様のテーマで解説を行っている(2015年1月号「FUP」)。

1 公的年金の受給資格期間の短縮

現行では、公的年金の受給資格期間は、消費税率10%引上げの施行日に25年から10年に短縮される予定である。

一方、国民年金保険料については、現行では2018年9月30日まで5年の後納制度を利用できる。したがって、年金受給資格期間が10年未満である高齢者でも、2018年9月30日までに国民年金保険料を後納し、加入期間が10年以上とみなされれば、消費税率10%への引上げ時に受給資格が得られる。

今回の増税先送りで、受給資格が得られるのが2019年10月以後となった場合、保険料を後納しても、少なくとも後納期限の2018年9月30日から約1年間は、年金の受給資格は得られず、かつ後納した保険料の返還もされないこととなる。同様の問題は前回の増税先送

りの際にも生じたものの、受給資格期間の短縮を前倒しで実施するなどの法改正は行われなかった。今回何らかの手当てがされるかが注目される。

2 年金生活者支援給付金など

年金生活者支援給付金とは、低所得の年金生活者に月額5000円などを支給するものである。消費税率10%引上げの施行日に支給を開始する予定であり、前回の増税先送りの際には先送りされている。

一方、この給付金の前倒しのものとして、2016年度に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」が設けられた。これは前年度分の住民税が非課税の者などに一時的に3万円を支給するもので、所得税は非課税とされている。

今回、年金生活者支援給付金の実施が先送りされると思われるため、再度臨時的な給付金が設けられる可能性もある。

図表1 すまい給付金の給付額の算出方法

給付額※1 = 給付基礎額※2 × 住宅の持分割合

(注) すまい給付金の適用期限は2019年6月30日まで。
 ※1 給付額は1,000円未満切捨てとなる。
 ※2 給付基礎額は図表2のとおり決定される。
 (出所) 国土交通省「すまい給付金」を基に大和総研作成

図表2 すまい給付金の給付基礎額

消費税率	収入額の目安 ※1	都道府県民税の所得割額 ※2	給付基礎額
8%	425万円以下	6.89万円以下	30万円
	425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
	475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円
10%	450万円以下	7.60万円以下	50万円
	450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
	525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
	600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
	675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

(注) すまい給付金の適用期限は2019年6月30日まで。
 ※1 収入額の目安は、扶養対象の家族が1人の場合をモデルとして試算したものである。
 ※2 神奈川県については住民税(県民税)の税率が異なる(4.025%)ため、所得割額が異なる(収入額の目安は同じ)。
 ※3 災害等により都道府県民税の所得割額の減免を受けた場合、減免前の所得割額を基礎として算出される。
 (出所) 国土交通省「すまい給付金」を基に大和総研作成

図表3 住宅取得等資金の贈与税非課税限度額

住宅の種類 契約締結日※1	省エネ等住宅	
	省エネ等住宅	省エネ等住宅以外
2016年1月1日※2 ~2017年9月30日	1,200万円 (3,000万円)	700万円 (2,500万円)
2017年10月1日 ~2018年9月30日	1,000万円 (1,500万円)	500万円 (1,000万円)
2018年10月1日 ~2019年6月30日	800万円 (1,200万円)	300万円 (700万円)

(注) 上記の非課税限度額は現行での消費税率8%の場合(カッコ内は消費税率10%の場合)を記載している。
 ※1 この日までに契約を締結していることのほか、住宅取得等資金を贈与により取得していることおよび贈与を受けた年の翌年3月15日までに原則としてその住宅に居住することなどが必要である。
 ※2 消費税率10%の場合については2016年10月1日から2017年9月30日まで。
 ※3 2016年度法制改正により、適用期限が2019年6月30日まで延長された。
 (出所) 国税庁「住宅取得等資金の贈与税の非課税」のあらまし」を基に大和総研作成

住宅ローン減税・すまい給付金・住宅取得等資金の贈与税非課税制度

住宅ローン減税は、例えば新築・中古住宅を取得した場合に、10年間累計で最大400万円の税額控除を受けることができる。税額控除限度額は、消費税率

8%への引上げ時に200万円から400万円に拡大された(一般住宅の場合)。一方、現行では10%への引上げ時の限度額の拡大は予定されていないが、今回の増税先送りにより、拡大が行われるかが注目される。控除税額が少ない中低所得者層は、住宅ローン減税が拡充されたとしても、負担軽減効果が

十分に受けられない場合がある。そこで消費税率8%への引上げ時に「すまい給付金」が設けられた。これは都道府県民税の所得割額をベースに給付額を算出し、現金で支給を行うものである(図表1)。この制度では、消費税率10%の場合には給付額などが拡大されるが(図表2)、制度の適用期限の2019年6

月30日までに住宅の引渡し・入居を完了している必要があるため、今回の増税先送りに伴って見直されるものと思われる。

また、父母・祖父母等から子・孫等に、住宅の取得などのために資金が贈与された場合には、贈与税非課税制度がある(住宅取得等資金の贈与税非課税特例、図表3)。これも、消費税率10%時には非課税限度額が大幅に拡大されるが、増税先送りに伴い見直されると思われる。

なお、住宅を取得した場合などに適用される消費税率には、経過措置が設けられている(図表4)。原則、住宅引渡し時の税率が適用されるが、例外的に注文住宅などで、10%への税率引上げの6ヵ月前(指定日)の前日までに契約(原則として請負契約)を締結している場合は、引上げ前の税率が適用されることとなる。今回の増税先送りで同様の経過措置が設けられるかが注目される。

シンクタンク研究員による

読み解き！最新制度

Vol.17

再度の消費税増税先送りが他制度に与える影響

4 自動車税制

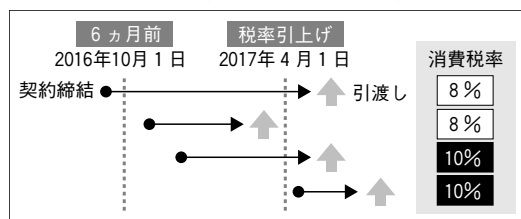
自動車取得税は、2016年度の税制改正において、消費税率10%への引上げ時であった2017年4月1日に廃止され、自動車税の環境性能割に移行することとされている。今回の消費税増税先送りに伴い、見直されるかが注目される。

5 消費税率8%時の低所得者対策等

2014年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられた際、低所得者等に与える影響の緩和措置として「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」と「子育て世帯臨時特例給付金」の2種類の給付金が支給された。これらの給付金は次項で述べる制度的な対応(軽減税率制度の導入など)までの間の暫定的・臨時的措置とされ、その後も続け支給されている(図表5)。

今回の増税先送りで、軽減税

図表4 住宅を取得した場合等に適用される消費税率(税率10%引上げ時)



(注)図表は現行の税率引上げ日(2017年4月1日)の場合を表している。
(出所)国土交通省「すまい給付金「消費税率引上げに伴う住宅に關する経過措置」」を基に大和総研作成

図表5 消費税率8%への引上げ時に支給された給付金

	臨時福祉給付金 (簡素な給付措置)		子育て世帯 臨時特例給付金	
	支給対象者	支給額	支給対象者	支給額
支給額	2016年度	3,000円	児童手当支給世帯 ※2	(廃止)
	2015年度	6,000円※3	児童手当支給世帯 ※2	3,000円※3
	2014年度	10,000円※4	児童手当支給世帯 ※2	10,000円
支給基準日	1月1日		5月31日	

※1 住民税課税者の被扶養者、生活保護受給者を除く。
 ※2 所得制限世帯(特例給付として月額5,000円の支給を受けている世帯)を除く。
 ※3 2015年度に限り、2つの給付金を併用して受給することができる。
 ※4 基礎年金等受給者についてはさらに5,000円が加算される。
 (出所) 大和総研作成

7 総額表示義務の特例措置

では、併せて2021年4月から適格請求書等保存方式(インボイス方式)を導入することとされ、事業者の負担軽減のための経過措置として、簡便的な方式(区分記載請求書等保存方式)や簡便的な計算方法によることのできるものとされた。これらの制度も先送りされるかは、現時点では明らかとなっておらず、今秋の法改正が注目される。

6 消費税率10%時の低所得者対策等

率の導入も2019年10月まで先送りされる予定である。したがって、2019年9月までの間に、臨時的な措置として再度の給付が行われる可能性がある。

2016年度税制改正で、消費税率10%時の低所得者対策等として複数税率(軽減税率)が採用された。これは、消費税率引上げ時に、飲食料品等の一定

の物品の譲渡(酒類・外食サービス等を除く)の消費税率を8%に据え置く軽減税率制度を導入し、消費税率を10%と8%の複数税率にするものであるが、増税時まで先送りされることが安倍首相の記者会見で明らかとなっている。

なお、2016年度税制改正

消費税率引上げに際し、事業者は原則として総額(税込価格)を表示する必要があるが、例外的に誤認防止措置をとることで、税抜価格などでの表示もできる。現行の適用期限は2019年9月30日までとされているが、今回の増税先送りにより延長されるかが注目される。



小林亜子 ● こやし・あきこ
大和総研研究員 弁護士
金融商品取引法、会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」(法人投資家のための証券投資の会計・税務) (いずれも共著 大和証券刊)。

「『Financial Adviser』 2016 年 8 月号」 追補・正誤表情報

<http://www.kindai-sales.co.jp/errata/detail?id=56>